

## 印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印西市、白井市（以下「2市」という。）の区域から排出される一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（有害ごみ、粗大ごみ及び資源物の一部を除く。）の排出に使用する印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋（以下「指定袋」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の種類)

第2条 指定袋は、次条に規定する指定袋の規格に適合する袋で、次の各号に定める3種類とする。

- (1) 燃やすごみ用
- (2) 燃やさないごみ用
- (3) プラスチック類用

(指定袋の規格)

第3条 指定袋の規格は、次のとおりとする。

(1) 材質 指定袋の材質は、次のとおりとし、再生材料を一部又は全部に使用することができる。

- ア 燃やすごみ用 高密度ポリエチレン (HDPE)
- イ 燃やさないごみ用 低密度ポリエチレン (LDPE)
- ウ プラスチック類用 低密度ポリエチレン (LDPE)

(2) 形態 指定袋の形態は、別表第1のとおりとする。

(3) 大きさ 指定袋の大きさは、次のとおり（縦幅は、取手部を含む。）とする。

ア 燃やすごみ用

- 小 縦550mm×横300mm×まち幅150mm
- 中 縦700mm×横330mm×まち幅170mm
- 大 縦800mm×横450mm×まち幅200mm

イ 燃やさないごみ用 縦550mm×横300mm×まち幅150mm

ウ プラスチック類用 縦800mm×横450mm×まち幅200mm

(4) 厚さ 指定袋の厚さ（厚さの測定は、日本工業規格Z1702の7.3に規定する方法とする。）は、0.025mmを基準とする。

(5) 引張強度 指定袋の強度（強度の試験は、日本工業規格Z1702の7.5に規定する方法とする。）は、次のとおりとする。

ア 高密度ポリエチレン 縦方向29.4MPa以上 横方向19.6MPa以上

イ 低密度ポリエチレン 縦方向16.66MPa以上 横方向11.76MPa以上

(6) 色及び透明度 指定袋の色及び透明度は、次のとおりとする。

ア 燃やすごみ用 薄青色（東京インキ株式会社 PEX H1402 Blue 着色率1パーセントと同等のもの）で、内容物が目視できる程度の半透明とする。

イ 燃やさないごみ用 無色透明とする。

ウ プラスチック類用 薄黄色（東京インキ株式会社 PEX 3065 Yellow 着色率1パーセントと同等のもの）で、透明とする。

(7) 印刷 指定袋への印刷方法及び印刷内容は、次のとおりとする。

ア 印刷方法 片面1色印刷とし、印刷色は燃やすごみ用及びプラスチック類用は

黒色、燃やさないごみ用は緑色（東京インキ株式会社 Green 43 草と同等のもの）とし、顔料又は鉛その他の人体に有害な重金属を使用していないものとする。

イ 印刷内容 別表第2のとおりとする。

(8) 製造加工精度 指定袋の製造加工精度は、次のとおりとする。

ア シール状態 空気を入れて外部より圧力を加えたとき、シール部からやぶけないこと。

イ 開口性 開口部は、容易に開けられること。

ウ 外観 色の割合が均一で、異物の付着、混入による汚れ及び傷等が無いこと。

エ 臭い 嫌臭剤（メントール・サリチル酸メチル系及びテルペノイド系の犬猫等の嫌う臭いをいう。）を混入（混入率については、1パーセント以上及び濃度10,000ppm以上とする。）した製品を製造、販売することができる。嫌臭剤を混入しない場合にあっては、フィルム内外面に異臭（悪臭）がないこと。

2 指定袋は、包装用外袋から1枚毎に取り出せる形態とし、包装用外袋に入れる枚数は特に限定しない。

3 包装用外袋の印刷内容は、別表第3のとおりとする。

（登録申請）

第4条 指定袋を製造しようとする者（以下「申請者」という。）は、印西地区指定ごみ袋取扱登録申請書（別記第1号様式）を管理者に提出し、指定袋の取扱登録を受けなければならない。

2 申請者は、印西地区指定ごみ袋取扱登録申請書を管理者に提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書

(2) 申請者が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し

(3) 誓約書

(4) 業務経歴書

(5) 流通経路及び販売店一覧表（予定販売店一覧表）

(6) 申請する袋の仕様書及び見本品

(7) 販売予定価格一覧表

(8) 申請する袋の引張強度算定表（公的機関発行の証明書等）

(9) 2市以外の地方公共団体の認定等を受けている場合は、認定書等の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか管理者が必要と認める書類

3 管理者は、第1項の申請に係る袋が前条で定める規格に適合すると認めるときは、当該申請に係る袋を指定袋として登録し、申請者に対し印西地区指定ごみ袋取扱登録通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。

4 管理者は、第1項の申請について却下したときは、申請者に理由を付して通知するものとする。

5 第3項の通知を受けた者は、指定袋の取扱いを開始しようとするときは、管理者と指定ごみ袋の取扱いに関する協定書（別記第3号様式）により、協定を締結しなければならない。

6 前項の協定は、管理者が指定する期間内において締結するものとする。ただし、期間満了の日前3箇月までに管理者から当該協定の期間満了について通知がないときは

更に1年延長するものとする。

7 管理者は、第5項の規定により協定を締結したときは、当該取扱登録業者名及びその登録番号を告示するものとする。

(申請内容の変更)

第5条 前条第5項の規定により協定を締結した者(以下「取扱者」という。)は、前条の規定による申請書等の内容に変更が生じたときは、印西地区指定ごみ袋取扱登録変更申請書(別記第4号様式)を管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の申請を適当と認めたときは、取扱者に通知するものとする。

(取扱者名等の表示)

第6条 取扱者は、指定袋及び包装用外袋の表面に取扱者名及び登録通知書に記載されている登録番号を表示しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、包装用外袋の表面には、家庭用品質表示法(昭和37年法律第104号)及び製造物責任法(平成6年法律第85号)に基づく表示をしなければならない。

(取扱者の責務)

第7条 取扱者は、指定袋の製造、品質管理及び流通に十分留意し、円滑な販売が行われるよう努めなければならない。

2 取扱者は、管理者から指定袋の品質及び流通について報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(改善の指示)

第8条 管理者は、取扱者により製造又は販売された指定袋が第3条に規定する規格に適合しないと認めるとき又は取扱者が前条の責務を怠ったときは、取扱者に対して改善等の指示及び指導をするものとする。

(登録の取消し)

第9条 管理者は、取扱者が虚偽の申請をした場合又は前条の改善指示及び指導に従わない場合は、印西地区指定ごみ袋取扱登録取消書(別記第5号様式)により当該登録を取り消すことができる。

2 取扱者は、前項の規定により取扱登録を取り消された場合は、流通している指定袋について速やかに管理者の指示による処置を講じなければならない。

(指定袋取扱いの廃止)

第10条 取扱者が指定袋の取扱いを廃止しようとするときは、印西地区指定ごみ袋取扱廃止届出書(別記第6号様式)を管理者に届け出なければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、改正前の印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱の規定によってした手続その他の行為は、改正後の印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱の相当規定によってしたものとみなす。

別 記

第1号様式（第4条第1項）

## 印西地区指定ごみ袋取扱登録申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合  
管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
連絡先  
(法人の場合は所在地及び代表者氏名)

下記の袋について、印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱に適合しているものであることの登録を受け、貴組合指定袋として製造したいので、関係書類及び見本品を添えて申請いたします。

記

- 1 申請する袋の種類及び内容について（別紙1）
- 2 申請者について（別紙2）
- 3 添付書類等
  - (1) 申請者が法人である場合は、定款及び登記事項証明書
  - (2) 申請者が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し
  - (3) 誓約書（別紙3）
  - (4) 業務経歴書
  - (5) 流通経路及び販売店一覧表（予定販売店一覧表）
  - (6) 申請する袋の仕様書及び見本品
  - (7) 販売予定価格一覧表
  - (8) 申請する袋の引張強度算定表（公的機関発行の証明書等）
  - (9) 地方公共団体（関係市町を除く。）の認定を受けている場合は、認定書等の写し
  - (10) その他管理者が必要と認める書類

別紙 1

1 申請する袋の種類及び内容について

(ア) 燃やすごみ用

材 質	高密度ポリエチレン (再生材料混入率 %)					
形 態	U型袋 (取手部付き)					
大きさ (袋部)	<b>(大)</b>		<b>(中)</b>		<b>(小)</b>	
	縦	mm	縦	mm	縦	mm
	横	mm	横	mm	横	mm
	幅	mm	幅	mm	幅	mm
厚 さ	mm		mm		mm	
引張強度	縦方向	MPa	縦方向	MPa	縦方向	MPa
	横方向	MPa	横方向	MPa	横方向	MPa
混入物						

(イ) 燃やさないごみ用

材 質	低密度ポリエチレン (再生材料混入率 %)					
形 態	U型袋 (取手部付き)					
大きさ (袋部)	縦	mm				
	横	mm				
	幅	mm				
厚 さ	mm					
引張強度	縦方向	MPa				
	横方向	MPa				
混入物						

(ウ) プラスチック類用

材 質	低密度ポリエチレン (再生材料混入率 %)					
形 態	U型袋 (取手部付き)					
大きさ (袋部)	縦	mm				
	横	mm				
	幅	mm				
厚 さ	mm					
引張強度	縦方向	MPa				
	横方向	MPa				
混入物						

別紙 2

2 申請者について

<p>■本社所在地 〒 _____ 都道府県 _____ 電話番号 _____</p>		
<p>■業種 1. 製造業 2. 製袋業 3. その他 ( _____ )</p>	<p>■資本金 _____</p>	<p>■従業員数 _____ 名</p>
<p>■連絡先（申込み手続き・袋の製造販売の諸業務を担当する連絡先） 会社名 _____ 所在地 〒 _____ 部課名等 _____ 担当者名 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____</p>		
<p>■年間生産等の予定数量 燃やすごみ用 (大) _____ 枚・(中) _____ 枚・(小) _____ 枚 燃やさないごみ用 _____ 枚 プラスチック類用 _____ 枚</p>		
<p>■主たる製造場所 工場名 _____ 住所 _____ 電話番号 _____ FAX番号 _____</p>		
<p>■小売店に配送を行う業者 会社名 _____ 所在地 _____ 担当者名 _____ 連絡先 _____</p>		
<p>■外国からの輸入の場合 製造国名 _____ 製造会社名 _____ 年間生産予定量 _____ 年間輸入予定量 _____</p>		
製造段階での環境汚染防止対策		
製品が廃棄物となった場合の処理方法		
製品の品質、安全性への措置		

## 誓 約 書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合  
管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
連絡先  
(法人の場合は所在地及び代表者氏名)

印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱により、取扱登録を受けて貴組合指定袋を取り扱う場合は、下記の事項について遵守することを誓約いたします。

### 記

- 1 印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱を遵守するとともに、組合の指導に従います。
- 2 指定袋の品質管理及び流通に十分留意し、指定袋の製造及び販売を行うよう努めます。
- 3 印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱第9条の規定により取扱登録の取消しを受けた場合は、直ちに販売店等に流通している指定袋を回収し、適正に処理します。

## 印西地区指定ごみ袋取扱登録通知書

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合  
管理者

年 月 日付で印西地区指定ごみ袋取扱登録申請のあった袋は、印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱に適合しているため、下記のとおり通知いたします。

### 記

- 登録年月日 年 月 日
- 登録番号 印西地区指定ごみ袋取扱登録第 号  
(指定袋への表示は、印西地区指定第 号とする。)
- 登録した袋の種類
- 製造者名

---

(注) 1 製造する指定袋及び包装用外袋には、印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱に定める表示等を行うこと。  
2 上記登録内容以外の袋を印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋として製造、販売等を行った場合は、取扱登録を取り消します。

第3号様式（第4条第5項）

指定ごみ袋の取扱いに関する協定書

印西地区環境整備事業組合（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第4条第5項の規定により、印西市及び白井市の区域から排出される一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物（有害ごみ、粗大ごみ及び資源物の一部を除く。）の排出に使用のごみ袋（以下「指定袋」という。）の取り扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、甲が乙に指定袋の製造、卸販売等の取扱いを委任することに関し必要な事項を定め、もって構成市の住民に安定した指定袋の供給がなされることを目的とする。

（製造等）

第2条 乙は、取扱要綱第4条第3項の規定により、甲の登録を受けた指定袋を取り扱うものとする。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（卸販売）

第3条 乙は、指定袋を小売販売する商店等（以下「小売店等」という。）に卸販売するものとする。

2 乙は、小売店からの発注に対し指定袋を速やかに納品するものとし、小売店が指定袋を円滑に販売できるよう積極的に協力しなければならない。

3 甲は、指定袋の卸販売価格については、特に制限を設けないこととし、代金の授受における一切を乙と小売店との間で処理するものとする。

4 甲は、指定袋の卸販売価格について乙に報告を求めることができ、乙はこれに対し、速やかに報告しなければならない。

（再委託の禁止）

第4条 乙は、指定袋の取扱いを他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（協定の期間）

第5条 本協定の期間は、取扱要綱第4条第6項の規定により本協定締結の日から 年 月 日までとする。

2 甲は、期間満了の日の3箇月前までに、乙に対し本協定の期間満了について通知するものとする。

3 本協定は、甲が前項の規定による通知を行わないときは、更に1年延長するものとする。

（管理）

第6条 乙は、指定袋に取扱要綱第6条に規定する表示を行うこと。また、乙が取り扱う指定袋の品質に問題等が生じたとき又は本協定が解除されたときは、直ちに該当品の回収及

び改善処置を講ずるものとする。

2 乙は、製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づき、消費者から損害賠償請求等があったときは、乙の責により速やかに対処しなければならない。

（販売実績の報告）

第7条 乙は、半期ごとに販売実績を甲に報告するものとする。ただし、甲の指示により報告を求められたときは、乙は速やかに報告しなければならない。

（内容の変更）

第8条 乙は、乙が取り扱う指定袋の規格等を変更するときは、速やかに取扱要綱第5条第1項の規定により甲の承認を得なければならない。

（指定袋取扱いの廃止）

第9条 乙は、指定袋の取扱いを廃止しようとするときは、速やかに取扱要綱第10条の規定により甲に届出をしなければならない。

（協定の解除）

第10条 甲は、乙に取扱要綱及び本協定に違反する重大な過失又はその他重大な信用失墜行為があったと認めたときは、取扱要綱第9条の規定により乙に対して取扱登録の取消しを行い、本協定を解除することができる。

（疑義）

第11条 本協定に定めなき事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉県印西市大塚1-1-1  
印西地区環境整備事業組合  
管理者

乙

## 印西地区指定ごみ袋取扱登録変更申請書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合  
管理者 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
連絡先  
(法人の場合は所在地及び代表者氏名)

年 月 日付けで取扱登録を受けました指定袋について、下記のとおり変更  
したいので、（関係書類、見本を添えて）申請いたします。

### 記

1 登録番号 印西地区指定ごみ袋取扱登録第 号

2 変更内容（変更詳細は別紙のとおり）

- ア 規格の変更
- イ 申請者（代表者）の変更
- ウ その他

（変更詳細）

3. 変更の理由

第5号様式（第9条第1項）

## 印西地区指定ごみ袋取扱登録取消書

年 月 日

様

印西地区環境整備事業組合  
管理者

印西地区環境整備事業組合指定ごみ袋取扱要綱第9条の規定により、下記のとおり取扱登録を取り消したので通知します。

記

1 登録番号 印西地区指定ごみ袋取扱登録第 号

2 登録取消日 年 月 日

3 取消理由

- 虚偽の申請のため
- 改善指示又は指導に従わないため
- その他

4 その他

## 印西地区指定ごみ袋取扱廃止届出書

年 月 日

印西地区環境整備事業組合  
管理者 様

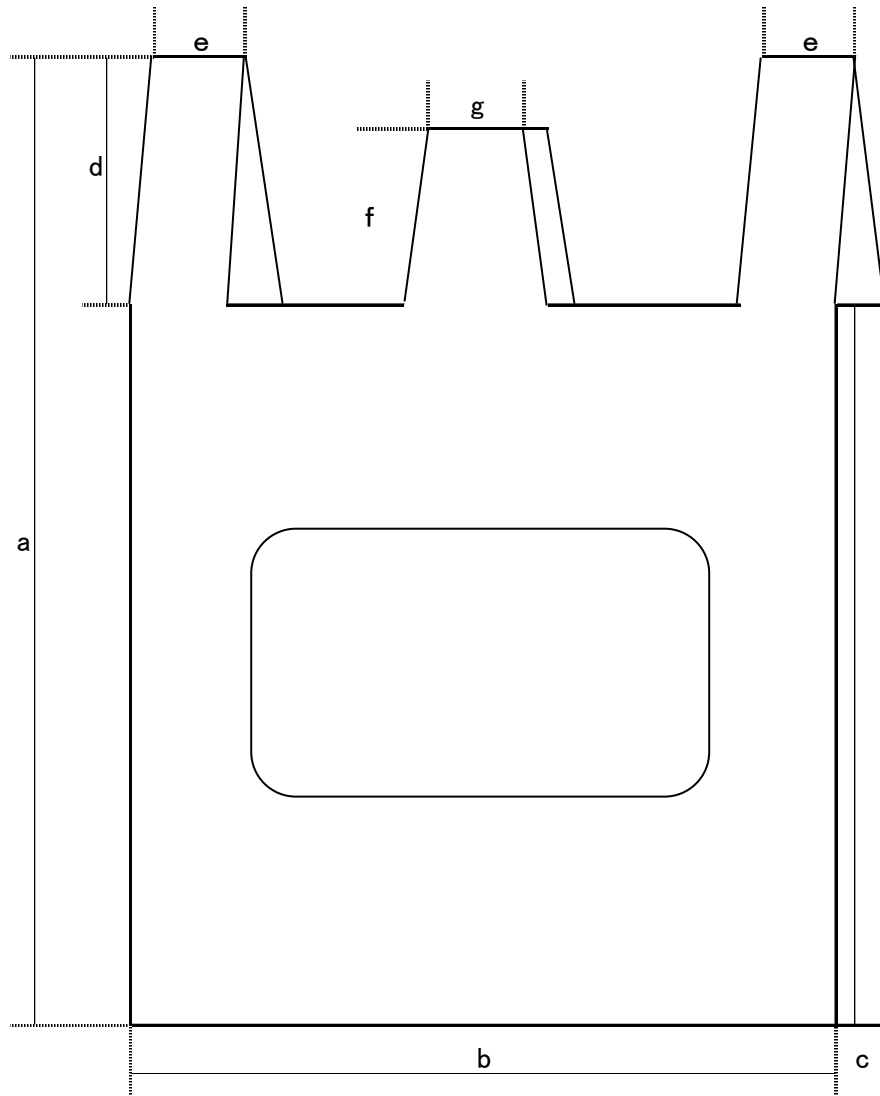
申請者 住 所  
氏 名 印  
連絡先  
(法人の場合は所在地及び代表者氏名)

貴組合指定袋について、下記のとおり取り扱いを廃止したいので届出いたします。

### 記

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録番号 印西地区指定ごみ袋取扱登録第 号
- 3 廃止（予定）日 年 月 日
- 4 廃止理由

別表第1 (第3条第1項第2号)



種類		a	b	c	d	e	f	g	材質
		縦	横	襠幅	取手部	取手幅	縛紐縦	縛紐幅	
燃やすごみ用	(小)	550	300	150	150	60	80	50	高密度ポリエチレン
	(中)	700	330	170	160	60	80	80	高密度ポリエチレン
	(大)	800	450	200	170	90	90	110	高密度ポリエチレン
燃やさないごみ用		550	300	150	150	60	80	50	低密度ポリエチレン
プラスチック類用		800	450	200	170	90	90	110	低密度ポリエチレン

燃やすごみ用

燃やすごみ用

Burnable Garbage

印西市・白井市共通  
(印西地区環境整備事業組合)  
Inzai-city・Shiroi-city

- 生ごみはよく水を切ってから出してください。
- 収集日の朝8時30分までに出してください。
- ごみのパンフレットで分け方と出し方を確認してから決められた日に出してください。
- 袋の口は必ず結んでください。

ごみの減量・再資源化にご協力を！

取扱者名

登録番号

文字・線の印刷色: 黒色

燃やさないごみ用

# 燃やさないごみ用

Non - Burnable Garbage

**印西市・白井市共通**  
**(印西地区環境整備事業組合)**  
Inzai-city・Shiroi-city

- 収集日の朝8時30分までに出してください。
- ごみのパンフレットで分け方と出し方を確認してから決められた日に出してください。
- 有害ごみ（乾電池・蛍光灯など）は別に出してください。

ごみの減量・再資源化にご協力を！

**取扱者名**

**登録番号**

文字・線の印刷色:緑色

プラスチック類用

# プラスチック類用

Plastics

印西市・白井市共通  
(印西地区環境整備事業組合)  
Inzai-city・Shiroi-city

- 収集日の朝8時30分までに出してください。
- ごみのパンフレットで分け方と出し方を確認してから決められた日に出してください。
- 汚れているものは洗って出してください。

ごみの減量・再資源化にご協力を！

取扱者名

登録番号

文字・線の印刷色:黒色

取出口

印西市・白井市  
共通指定ごみ袋

**燃やすごみ用**  
(Burnable Garbage)

( ) cm× cm× cm 枚入り  
(住宅用ごみ空気輸送施設兼用)

取扱上の注意  
品質保証

家庭用品品質表示法  
による表示事項

取扱者名  
登録番号

印西市・白井市  
(印西地区環境整備事業組合)  
Inzai-city・Shiroi-city

種別表示

燃やすごみ用  
(Burnable Garbage)  
燃やさないごみ用  
(Non-Burnable Garbage)  
プラスチック類用  
(Plastics)

寸法表示及び枚数表示

※燃やすごみ用の場合は、  
(大)・(中)・(小)表示を入れる

※燃やすごみ用(小)、燃やさないごみ用にのみ表示すること。